1の生物学的製剤の表細胞培養インフルエンザワクチン（Ｈ５Ｎ１株）の項中

1　一元放射免疫拡散試験法を用いるとき。	1　内容量が1mLであるとき。
2　ＨＡ含量試験法を用いるとき。	2　内容量が5mLであるとき。

を

1　内容量が1mLであるとき。 40本 2　内容量が5mLであるとき。 8本

に改める。

○厚生労働省告示第百三十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項及び薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、平成二十六年三月三十一日までに検定の申請のあるものに係る手数料については、なお従前の例による。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

1の生物学的製剤の表インフルエンザワクチンの項中「624,600円」を「636,400円」に、「719,400円」を「732,300円」に改め、同表インフルエンザＨＡワクチンの項中「481,800円」を「490,800円」、「654,500円」を「667,600円」に改め、同表細胞培養インフルエンザワクチン（Ｈ５Ｎ１株）の項中「327,300円」を「332,600円」に、「142,200円」を「144,100円」に改め、同表沈降インフルエンザワクチン（Ｈ５Ｎ１株）の項中「551,900円」を「563,000円」に、「444,400円」を「452,500円」に、「159,500円」を「161,600円」に改め、同表沈降細胞培養インフルエンザワクチン（Ｈ５Ｎ１株）の項中「280,600円」を「285,100円」に、「141,100円」を「141,700円」に、「159,500円」を「161,600円」に改め、同表乳濁Ａ型インフルエンザＨＡワクチン（Ｈ１Ｎ１株）の項中「462,200円」を「469,500円」に、「606,800円」を「616,300円」に改め、同表乳濁細胞培養インフルエンザＨＡワクチン（Ｈ５Ｎ１株）の項中「97,800円」を「99,300円」に、「457,100円」を「464,700円」に、「317,700円」を「321,400円」に、「601,700円」を「611,600円」に、「462,200円」を「468,200円」に、「746,200円」を「758,400円」に、「606,800円」を「615,000円」に改め、同表乳濁細胞培養Ａ型インフルエンザＨＡワクチン（Ｈ１Ｎ１株）の項中「410,000円」を「416,700円」に改め、同表乾燥組織培養不活化Ａ型肝炎ワクチンの項中「3,862,700円」を「3,935,800円」に改め、同表乾燥弱毒生おたふくかぜワクチンの項中「27,742,400円」を「28,023,000円」に、「13,824,200円」を「13,885,000円」に、「867,100円」を「871,700円」に改め、同表ガスえそウマ抗毒素（ガスえそ抗毒素）の項中「226,900円」を「231,200円」に改め、同表乾燥ガスえそウマ抗毒素（乾燥ガスえそ抗毒素）の項中「253,300円」を「258,300円」に改め、同表不活化狂犬病ワクチンの項中「707,700円」を「724,300円」に改め、同表乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチンの項中「709,500円」を「726,600円」に改め、同表コレラワクチンの項中「157,300円」を「160,200円」に改め、同表乾燥ジフテリアウマ抗毒素（乾燥ジフテリア抗毒素）の項中「253,300円」を「258,300円」に改め、同表ジフテリアトキソイドの項中「671,100円」を「687,400円」に、「504,100円」を「516,100円」に改め、同表沈降ジフテリアトキソイドの項及び同表成人用沈降ジフテリアトキソイドの項中「671,100円」を「687,400円」に、「504,100円」を「516,100円」に改め、同表ジフテリア破傷風混合トキソイドの項及び同表沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドの項中「1,537,100円」を「1,575,600円」に、「898,400円」を「920,400円」に改め、同表水痘抗原の項中「390,500円」を「399,300円」に改め、同表乾燥弱毒生水痘ワクチンの項中「818,800円」を「830,000円」に改め、同表腸チフスパラチフス混合ワクチンの項中「251,400円」を「255,800円」に改め、同表精製ツベルクリン（一般診断用）の項中「417,800円」を「426,700円」に改め、同表痘そうワクチン（痘苗）の項中「612,400円」を「622,700円」に、「706,600円」を「714,300円」に改め、同表乾燥痘そうワクチン（乾燥痘苗）の項中「612,400円」を「622,700円」に、「1,396,500円」を「1,411,800円」に改め、同表細胞培養痘そうワクチンの項中「1,324,600円」を「1,341,900円」に、「693,700円」を「701,100円」に、「726,600円」を「734,900円」に改め、同表乾燥細胞培養痘そうワクチンの項中「1,324,600円」を「1,341,900円」に、「1,383,600円」を「1,398,700円」に、「1,467,400円」を「1,484,900円」に改め、同表日本脳炎ワクチンの項中「774,400円」を「788,300円」に改め、同表乾燥日本脳炎ワクチンの項及び同表乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの項中「800,800円」を「815,400円」に改め、同表肺炎球菌ワクチンの項中「572,000円」を「581,600円」に改め、同表沈降７価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の項中「448,100円」を「457,800円」に改め、同表沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の項中「952,500円」を「973,500円」に改め、同表破傷風トキソイドの項及び同表沈降破傷風トキソイドの項中「951,800円」を「975,200円」に、「480,200円」を「491,300円」に改め、同表乾燥はぶウマ抗毒素（乾燥はぶ抗毒素）の項中「253,300円」を「258,300円」に改め、同表沈降Ｂ型肝炎ワクチン（ｈｕＣＧＫ－14細胞由来）の項中「3,880,700円」を「3,954,300円」に改め、同表組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）の項中「3,880,700円」を「3,954,300円」に、「3,834,000円」を「3,906,900円」に改め、同表組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチン（チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来）の項及び同表組換え沈降Ｐｒｅ－Ｓ2抗原・ＨＢｓ抗原含有Ｂ型肝炎ワクチン（酵母由来）の項中「3,880,700円」を「3,954,300円」に改め、同表乾燥ＢＣＧ膀胱内用（コンノート株）の項、同表乾燥ＢＣＧ膀胱内用（日本株）の項及び同表乾燥ＢＣＧワクチンの項中「112,100円」を「114,200円」に改め、同表組換え沈降２価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（イラクサギンウワバ細胞由来）の項中「377,500円」を「383,300円」に改め、同表組換え沈降４価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来）の項中「277,800円」を「281,700円」に改め、同表経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンの項中「1,090,500円」を「1,112,400円」に改め、同表百日せきワクチンの項中「983,600円」を「999,900円」に改め、同表沈降精製百日せきワクチンの項中「1,082,400円」を「1,108,200円」に改め、同表百日せきジフテリア混合ワクチンの項中「128,300円」を「131,300円」に、「1,568,800円」を「1,600,300円」に、「1,401,800円」を「1,429,000円」に改め、同表百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの項中「128,300円」を「131,300円」に、「117,800円」を「119,400円」に、「2,397,000円」を「2,450,500円」に、「1,758,300円」を「1,795,300円」に改め、同表沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンの項中「128,300円」を「131,300円」に、「117,800円」を「119,400円」に、「2,495,800円」を「2,558,900円」に、「1,857,200円」を「1,903,700円」に改め、同表沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（セービン株）混合ワクチンの項中「128,300円」を「131,300円」に、「117,800円」を「119,400円」に、「763,500円」を「774,300円」に、「4,507,800円」を「4,615,500円」に改め、同表乾燥弱毒生風しんワクチンの項中「30,652,100円」を「30,945,600円」に、「16,782,900円」を「16,858,000円」に、「27,072,000円」を「27,344,900円」に、「13,202,800円」を「13,257,300円」に、「909,000円」を「915,900円」に改め、同表乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）の項中「283,400円」を「287,700円」に改め、同表発しんチフスワクチンの項中「511,800円」を「522,500円」に改め、同表乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（乾燥ボツリヌス抗毒素）の項中「253,300円」を「258,300円」に改め、同表経口生ポリオワクチンの項中「49,237,300円」を「50,254,800円」に、「7,193,600円」を「7,276,000円」に改め、同表不活化ポリオワクチン（ソークワクチン）の項中「1,274,400円」を「1,301,600円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しんワクチンの項中「32,617,400円」を「33,070,300円」に、「12,524,800円」を「12,581,400円」に、「867,500円」を「873,200円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチンの項中「2,537,600円」を「2,549,100円」に改め、同表乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの項中「2,068,700円」を「2,086,100円」に改め、同表乾燥まむしウマ抗毒素（乾燥まむし抗毒素）の項中「253,300円」を「258,300円」に改め、同表５価経口弱毒生ロタウイル